事　務　連　絡
令和８年 10 月７日

全国肉牛事業協同組合　御中

農林水産省畜産局企画課
課長補佐（金融税制担当）

飲食料品の消費税率引き下げに係る周知等について（協力依頼）

平素より畜産行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、令和８年９月 15 日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下「本大綱」という。）が閣議決定され、令和９年４月１日から２年間、飲食料品の消費税率を１％とすること（以下「飲食料品の消費税率引下げ」という。）が盛り込まれました。

本大綱では、飲食料品を製造・流通・販売している事業者やそれらに関連するシステムメーカー等が早期に準備に着手できるよう、関係府省庁は、制度の詳細についてできる限り早急に公表して広報活動を開始するとともに、国民や地方自治体への丁寧な周知広報を行うこととされたところです。これを踏まえ、国税庁では、ホームページ（※）に飲食料品の消費税率引下げに係る各種資料を掲載し、周知・広報を開始しております。

※ 国税庁「消費税率引下げ特設サイト」
https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/zeiritsuhikisage.htm

飲食料品の消費税率引下げにより売上税額が減少しても、本則課税事業者は消費税の還付を受けられますが、課税期間を原則１年として確定申告を行うため、還付までの資金繰りに影響を受ける可能性があります。また、簡易課税事業者や免税事業者においては、売上げから回収できない仕入税額が大きくなる可能性があります。

本大綱においては、飲食料品の消費税率引下げに係る農林漁業者等への対応として、

・　消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応して、利子負担を考慮しつつ、資金繰りへの支援を行うこと
・　特に本則課税に移行することが困難な簡易課税事業者・免税事業者である農

林漁業者については、第一次産品の生産・販売を担う特殊性に鑑み、売上げから回収できない仕入税額が大きくなることで経営継続が困難とならないよう、個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組みを導入することとし、現場の納得感のある対応に万全を期すこと

等としており、これらの支援内容については、予算編成過程において具体化することとしておりますので、今後も情報提供に努めてまいります。

なお、現行制度においても、事業者の選択により、「課税期間特例選択届出書」を提出し、課税期間を「３月ごと」又は「１月ごと」に短縮して確定申告を行うことで、消費税の還付を早期に受けることができます（課税期間の特例）。ただし、課税期間の特例の適用を受けた場合には、２年間はその特例をやめることはできませんので、ご留意願います。

つきましては、飲食料品の消費税率引下げへの対応が必要となる畜産事業者の方々の準備が円滑に進むよう、貴団体におかれましても、上記の内容を記載した別添の資料に関する広報・周知にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

別添資料

・【リーフレット】「飲食料品に係る２年間の消費税率引き下げについて」（令和８年９月）
・「飲食料品消費税率の臨時的な引き下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（令和８年９月15日閣議決定）（抄）
・（参考：現行制度）課税期間の特例について

担当：畜産局企画課　松永、相川、松田
TEL　03-3502-5981
E-mail　shouhizei_chikusan@maff.go.jp